

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 条 例  
福島県税条例等の一部を改正する条例
- 規 則  
福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

## 条 例

福島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県条例第七十四号

#### 福島県税条例等の一部を改正する条例

（福島県税条例の一部改正）

第一条 福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第五項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第三十八条第四項の項を次のように改める。

第三十八条第四項から第六項まで	（）の資本金等の額	（）に係る固有法人の資本金等の額
-----------------	-----------	------------------

第二十六条の三第二項中「百分の十」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「課税山林所得金額（以下この項）」を「課税山林所得金額（次号）」に、「同条第二項」を「同項」に、「課税退職所得金額（以下この項）」を「課税退職所得金額（同号）」に改める。

第三十八条第一項の表第一号エ中「保険業法」の下に「（平成七年法律第百五号）」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 第二項第一号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、施行令第八号の五第一項に規定する日）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表の第一号オ中「資本金等の額が」とあるのは「次項第一号に定める日（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、第四項に規定する施行令第八号の五第一項に規定する日。以下この表において同じ。）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第二号から第五号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「次項第一号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

5 第二項第二号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、施行令第八号の五第二項に規定する日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「第五項に規定する施行令第八号の五第二項に規定する日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

6 第二項第三号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「次項第三号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第三十九条の七第一項中「除く」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第一号ア中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号イ中「百分の〇・二二」を「百分の〇・三二」に改め、同号ウの表中「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の七・二」を「百分の六」に改め、同条第三項第一号ア中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号イ中「百分の〇・二二」を「百分の〇・三二」に改め、同号ウ中「百分の七・二」を「百分の六」に改める。

第四十条の三第五項第二号ア中「第二号」を「第一号」に改め、同条に次の四項を加える。

14 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用に供以外に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の算定については、当該家屋の価格の二分の一に相

- 当する額を価格から控除する。
- 15 児童福祉法第三十四条の第十五第二項の規定により同法第六条の第三十一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の算定については、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。
- 16 児童福祉法第三十四条の第十五第二項の規定により同法第六条の第三十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の算定については、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。
- 17 社会福祉法人その他施行令第三十九条の二の三に規定する者が直接生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する不動産の取得に対して課する不動産取得税の算定については、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。
- 第四十条の十三第一項各号列記以外の部分中「第三十九条の二の三第一項」を「第三十九条の二の四第一項」に、「第三十九条の二の三第二項」を「第三十九条の二の四第二項」に改め、同条第五項第二号ア中「第二号」を「第一号」に改める。
- 第四十条の十五中「又は第二項第二号」を「第二号」に改める。
- 附則第五条の四第三項中「附則第二条の六で定める」を「附則第二条の三に規定する」に改める。
- 附則第五条の五中「附則第十三条の二第二項」を「附則第十三条の三第一項」に改める。
- 附則第七条の前に見出しとして「（個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。
- 第七条** 第二十六条の三第一項第一号に掲げる寄附金（以下この項から第三項まで及び第六項において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する者（地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第二百二十条第一項の規定による申告書を提出する義務がないと見込まれる者又は同法第二百二十一条（第一項ただし書を除く。）の規定の適用を受けると見込まれる者であつて、地方団体に対する寄附金について第二十六条の三第一項（同号に係る部分に限る。）及び第二項の規定によつて控除すべき金額（以下この項において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとする場合を除くほか、地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税の所得割について第三十一条の二の規定による申告書の提出（法第四十五条の三第一項の規定により法第四十五条の二第二項から第四項までの規定による申告書が提出されたものとみなされる所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。第六項第二号において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、寄附金税額控除額の控除を受けよう

- とする場合には、第三十一条の二第二項の規定による申告書の提出（法第四十五条の三第一項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、地方団体に対する寄附金を支出する際、施行規則附則第二条の四に規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、法附則第七条第八項の規定による市町村民税に關する申告特例通知書の送付の求めと併せて、当該地方団体の長から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に關する事項を記載した書面（次項、第五項及び第六項において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。
- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この項から第六項までにおいて「申告特例の求め」という。）は、申告特例対象寄附者が当該申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金を支出する年（第四項から第六項までにおいて「申告特例対象年」という。）に支出する地方団体に対する寄附金について申告特例の求めを行う地方団体の長の数が五以下であると見込まれる場合に限り、行うことができる。
- 3 申告特例の求めは、施行規則附則第二条の四に規定するところにより、次に掲げる事項を記載した申請書により行わなければならない。
- 一 当該申告特例の求めを行う者の氏名、住所、性別及び生年月日
  - 二 当該申告特例の求めを行う者が申告特例対象寄附者である旨
  - 三 当該申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金の額
  - 四 前項に規定する要件に該当する旨
  - 五 その他施行規則附則第二条の五に規定する事項
- 4 申告特例の求めを行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に前項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、申告特例対象年の翌年の一月十日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則附則第二条の四に規定するところにより、法附則第七条第十一項の規定による市町村民税に關する変更の届出と併せて、当該変更があつた事項その他施行規則に規定する事項を届け出なければならない。
- 5 地方団体の長は、申告特例の求めがあつたときは、申告特例対象年の翌年の一月三十一日までに、第三項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（前項の規定により当該住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則附則第二条の四に規定するところにより、法附則第七条第十二項の規定による市町村民税に關する申告特例通知書と併せて、申告特例通知書を送付しなければならない。
- 6 申告特例の求めを行った者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告特例の求めを行った者が申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金に係る申告特例の求め及び前項の規定による申告特例通知書の送付（第四号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）については、いずれもなかつたものとみなす。この場合において、当該申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該

申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 一 当該申告特例対象年の年分の所得税について所得税法第百二十一条の規定の適用を受けなかったとき。
- 二 当該申告特例対象年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税の所得割について第三十一条の二の規定による申告書の提出をしたとき。
- 三 当該申告特例対象年に支出した地方団体に對する寄附金について、前項の規定により申告特例通知書を送付した地方団体の長の数が五を超えたとき。
- 四 当該申告特例対象年に支出した地方団体に對する寄附金について、前項の規定により申告特例通知書の送付を受けた市町村長が賦課期日現在における住所所在地の市町村長と異なつたとき。

7 前各項の規定の適用については、法附則第七条第七項に規定するところによる。附則第七条の二の二中「第四十二条の第十五項又は」を「第四十二条の第十五項、一に、「の規定により法人税額について」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号。以下この項において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる平成二十七年所得税法等改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により」に、「第八条の二第二項」を「第八条の二第四項」に改め、同条を附則第七条の二の四とし、附則第七条の二を附則第七条の二の三とし、附則第七条の次に次の二条を加える。

**第七条の二** 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第二十六条の三第一項第一号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第五項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第二十六条の三第一項及び第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の申告特例控除額は、第二十六条の三第二項に規定する特例控除額に、次の表の上欄に掲げる第二十六条第二項に規定する課税総所得金額から法第三十七条第一号イに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

百九十五万円以下の金額	八十五分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	八十分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	七十分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	六十七分の二十三
九百万円を超える金額	五十七分の三十三

**第七条の二の二** 平成二十八年度から平成五十年年度までの各年度分の個人の県民税に

ついての前条第一項及び第二項の規定の適用については、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・八九五分の五・一〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・七九分の十・二二」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・五八分の二十・四二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・五二七分の二十三・四八三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・三〇七分の三十三・六九三」とする。

附則第七条の五中「附則第五条の五」を「附則第五条の四」に、「掲げる日」を「定める日」に改める。

附則第七条の六第一項中「掲げる日」を「定める日」に改める。附則第八条の見出し中「課税標準等」を「課税標準」に改め、同条に次の六項を加える。

4 第三十九条第一項第一号アに掲げる法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人を除く。）に對する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において同じ。）分の事業税に限り、各事業年度の付加価値額から、当該法人の租税特別措置法第四十二条の十二の四第二項第三号に規定する雇用者給与等支給額から同項第四号に規定する基準雇用者給与等支給額を控除した金額（以下この項において「雇用者給与等支給増加額」という。）の当該基準雇用者給与等支給額に對する割合が増加促進割合以上であるとき（次に掲げる要件を満たす場合に限る。）は、当該雇用者給与等支給増加額に各事業年度の法第七十二条の十四に規定する収益配分額から法第七十二条の二十第二項に規定する雇用安定控除額を控除した額を乗じて得た額を当該収益配分額で除して計算した金額を控除する。

一 当該雇用者給与等支給額が租税特別措置法第四十二条の十二の四第二項第六号に規定する比較雇用者給与等支給額以上であること。

二 租税特別措置法第四十二条の十二の四第二項第七号に規定する平均給与等支給額が同項第八号に規定する比較平均給与等支給額を超えること。

5 第三十九条第一項第一号アに掲げる法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人に限る。）に對する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、各事業年度の付加価値額から、当該法人の租税特別措置法第六十八条の十五の五第二項第三号に規定する雇用者給与等支給額から同項第四号に規定する基準雇用者給与等支給額を控除した金額（以下この項において「雇用者給与等支給増加額」という。）の当該基準雇用者給与等支給額に對する割合が増加促進割合以上であるとき（次に掲げる要件を満たす場合に限る。）は、当該雇用者給与等支給増加額に各事業年度の法第七十二条の十四に規定する収益配分額から法第七十二条の二十第二項に規定する雇用安定控除額を控除した額を乗じて得た額を当該

- 収益配分額で除して計算した金額を控除する。
- 一 当該雇用者給与等支給額が租税特別措置法第六十八条の十五の五第二項第六号に規定する比較雇用者給与等支給額以上であること。
  - 二 租税特別措置法第六十八条の十五の五第二項第七号に規定する平均給与等支給額が同項第八号に規定する比較平均給与等支給額を超えること。
- 6 前二項の増加促進割合とは、次の各号に掲げる適用年度（前二項の規定の適用を受けようとする事業年度をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める割合をいう。
- 一 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する適用年度 百分の三
  - 二 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する適用年度 百分の四
  - 三 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する適用年度 百分の五
- 7 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下この項において「労働者派遣法」という。）第二十六条第一項又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六十六条第一項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づき、労働者派遣（労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。）又は船員派遣（船員職業安定法第六条第十一項に規定する船員派遣をいう。）をした法人に対する第四項及び第五項の規定の適用については、これらの規定中「当該雇用者給与等支給増加額」とあるのは、「当該雇用者給与等支給増加額に、法第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額を当該報酬給与額及び各事業年度において労働者派遣（第七項に規定する労働者派遣をいう。以下この項において同じ。）又は船員派遣（第七項に規定する船員派遣をいう。以下この項において同じ。）の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額（当該事業年度の法人税の所得の計算上益金の額に算入されるもの又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。）に百分の七十五の割合を乗じて得た金額（当該金額が当該労働者派遣に係る派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。）又は当該船員派遣に係る派遣船員（船員職業安定法第六条第十二項に規定する派遣船員をいう。）に係る法第七十二条の十五第一項に規定する合計額を超える場合は、当該合計額）の合計額で除して計算した割合を乗じて計算した金額」とする。
- 8 事業税を課されない事業又は第三十九条第一項第二号に掲げる事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人に対する第四項及び第五項の規定の適用については、これらの規定中「当該雇用者給与等支給増加額」とあるのは、「当該雇用者給与等支給増加額に、当該雇用者給与等支給額のうち第八項に規定するこれらの事業以外の事業（以下この項において「その他の事業」という。）に係る額（雇用者給与等支給額のうちその他の事業に係る額の計算が困難であるときは、施行令附則第

- 六条の二第四項に規定するところにより計算した金額をもつて、当該法人の雇用者給与等支給額のうちその他の事業に係る額とみなす。）を当該雇用者給与等支給額で除して計算した割合を乗じて計算した金額」とする。
- 9 第四項及び第五項（これらの規定を前二項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、法第七十二条の二十五第八項、法第七十二条の二十六第一項ただし書若しくは法第七十二条の二十八第一項の規定による申告書、法第七十二条の三十三第二項若しくは法第三項の規定による修正申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に、第四項及び第五項の規定による控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した施行規則に規定する書類が添付されている場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除されるべき金額は、当該書類に記載された雇用者給与等支給増加額を基礎として計算した金額を限度とする。
- 附則第八条の二中「平成二十六年十月一日」を「平成二十七年四月一日」に、「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の二・二」を「百分の一・六」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の三・二」を「百分の二・三」に、「百分の七・二」を「百分の六」に、「百分の四・三」を「百分の三・一」に改める。
- 附則第九条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に改め、「割合」の下に「（当該割合が二分の一を超える場合にあつては、二分の一）を加え、同条第七項及び第八項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。
- 附則第九条の二第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「附則第九条の四第一項」の下に「若しくは第四項」を加える。
- 附則第九条の四第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第四十条の十四（一）の下に「第二項第四号及び」を加え、同項後段を次のように改める。
- この場合において、第四十条の十四第一項中「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第九条の四第一項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から三年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該施設」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項各号列記以外の部分中「当該土地の上に二年以内に特例適用住宅を新築すること又は当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅を一年以内に取得すること」とあるのは「当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供すること」と、「当該土地」とあるのは「当

該施設」と、同項第二号中「土地の所在、地番、地目及び地積」とあるのは「施設の所在及び地番」と、同項第三号中「土地」とあるのは「施設」と、同項第五号中「住宅の着工及び完成予定年月日又は住宅の取得予定年月日」とあるのは「施設の着工及び完成予定年月日」と、同項第六号中「住宅」とあるのは「施設」と、同条第三項本文中「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第九条の第一項」と、同項第二号中「土地の所在、地番、地目及び地積」とあるのは「施設の所在及び地番」と、同項第三号中「土地」とあるのは「施設」と、同項第四号中「土地の上に住宅」とあるのは「施設」と、同項第五号中「住宅の着工及び完成年月日又は住宅の取得年月日」とあるのは「施設の供用期間」と、第四十条の十五中「第四十条の十三第一項第一号若しくは第二項第一号」とあるのは「附則第九条の四第一項」と、第四十条の十六第一項中「土地」とあるのは「施設」と、「第四十条の十三第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第九条の四第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二号中「土地の所在、地番、地目及び地積」とあるのは「施設の所在及び地番」と、同項第三号及び第四号中「土地」とあるのは「施設」と、同項第五号中「土地の上に住宅」とあるのは「施設」と読み替えるものとする。

附則第九条の四第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「第三十九条の二の三第一項」を「第三十九条の二の四第一項」に、「第三十九条の二の三第二項」を「第三十九条の二の四第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 知事は、宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下この項及び次項において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（新築された日から十年以上を経過した住宅（第四十条の三第一項に規定する共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事等施行令附則第九条の三第一項に規定するものを行つた後、当該改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で同条第二項に規定するもの（以下この項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行された第四十条の三第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

5 第四十条の十四（第三項後段を除く。）、第四十条の十五及び第四十条の十六の

規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第四十条の十四第一項中「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第九条の四第四項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項各号列記以外の部分中「当該土地の上に二年以内に特例適用住宅を新築すること又は当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅を一年以内に取得すること」とあるのは「改修工事対象住宅の取得の日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について附則第九条の四第四項に規定する改修工事を行つた後、当該改修工事対象住宅を住宅性能向上改修住宅として個人に譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供すること」と、「当該土地の取得」とあるのは「当該改修工事対象住宅の取得」と、同項第二号中「土地の所在、地番、地目及び地積」とあるのは「改修工事対象住宅の所在及び地番」と、同項第三号中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同項第四号中「土地の上に住宅の新築を予定している者又はその取得を予定している者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及びその代表者の氏名）」とあるのは「住宅性能向上改修住宅の譲渡を受ける予定者の住所及び氏名（当該予定者が決定している場合に限る。）」と、同項第五号中「住宅の着工及び完成予定年月日又は住宅の取得予定年月日」とあるのは「改修工事対象住宅の着工及び完成予定年月日」と、同項第六号中「住宅」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同条第三項各号列記以外の部分中「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第九条の四第四項」と、同項第二号中「土地の所在、地番、地目及び地積」とあるのは「改修工事対象住宅の所在及び地番」と、同項第三号中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同項第四号中「土地の上に住宅を新築した者又は取得した者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及びその代表者の氏名）」とあるのは「住宅性能向上改修住宅の譲渡を受けた者の住所及び氏名」と、同項第五号中「住宅の着工及び完成年月日又は住宅の取得年月日」とあるのは「住宅性能向上改修住宅の譲渡年月日」と、第四十条の十五中「第四十条の十三第一項第一号若しくは第二項第一号」とあるのは「附則第九条の四第四項」と、第四十条の十六第一項中「土地」とあるのは「附則第九条の四第四項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二号中「土地の所在、地番、地目及び地積」とあるのは「改修工事対象住宅の所在及び地番」と、同項第三号及び第四号中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同項第五号中「土地の上に住宅を新築した者又は取得した者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及びその代表者の氏名）」とあるのは「住宅性能向上改修住宅の譲渡を受ける予定者の住所及び氏名（当該予定者が決定している場合に限る。）」

と、同項第六号中「住宅の着工及び完成年月日又は住宅の取得年月日」とあるのは「住宅性能向上改修住宅の譲渡年月日」と、同項第七号中「住宅」とあるのは「改修工事対象住宅」と読み替えるものとする。

附則第九条の五第一項及び第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第九条の六第四項中「附則第五十五条の二第二項第一号」を「附則第五十五条第一項第一号」に改める。

附則第十条の二の四第二項中「附則第十条の二の六第四項から第七項まで」を「附則第十条の二の六第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号ア中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号ア(3)中「平成二十七年以降」を「平成三十二年以降」に、「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同号ウ中「附則第四条の五第三項」を「附則第四条の五第四項」に改め、同号ウ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「附則第四条の五第二項」を「附則第四条の五第三項」に改め、同号イ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第二項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の二の四第二項第二号ア中「附則第四条の五第四項」を「附則第四条の五第五項」に改め、同号ア(1)中「附則第四条の四第十一項」を「附則第四条の四第十二項」に改め、同号ア(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号イ中「附則第四条の五第五項」を「附則第四条の五第六項」に改め、同号イ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ウ中「附則第四条の五第六項」を「附則第四条の五第七項」に改め、同号ウ(1)中「附則第四条の四第十四項」を「附則第四条の四第十五項」に改め、同号ウ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号エ中「附則第四条の五第七項」を「附則第四条の五第八項」に改め、同号エ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同条第三項中「附則第十条の二の六第四項から第七項まで」を「附則第十条の二の六第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号ア中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、「附則第四条の五第八項」を「附則第四条の五第九項」に改め、同号ア(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同号ウ中「附則第四条の五第十項」を「附則第四条の五第十二項」に改め、同号ウ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」

に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「附則第四条の五第九項」を「附則第四条の五第十一項」に改め、同号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の二の四第三項第二号ア中「附則第四条の五第十一項」を「附則第四条の五第十三項」に改め、同号ア(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号イ中「附則第四条の五第十二項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、同号イ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ウ中「附則第四条の五第十三項」を「附則第四条の五第十五項」に改め、同号ウ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号エ中「附則第四条の五第十四項」を「附則第四条の五第十六項」に改め、同号エ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は附則第十条の二の六第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第四十六条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十七項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十八項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化

- 物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- ウ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十九項に規定するもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- 二 次に掲げる軽油自動車
- ア 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第二十項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第二十一項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第二十二項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- エ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第二十三項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- 附則第十条の二の四に次の一項を加える。

- 5 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第二十四項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前三項又は附則第十条の二の六第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第四十六条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。
- 一 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- 二 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- 三 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- 附則第十条の二の六第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第四号中「（法附則第十二条の二の第三項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同号イ中「附則第四条の四第十項」を「附則第四条の四第十一項」に改め、同項第五号イ中「附則第四条の四第十三項」を「附則第四条の四第十四項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。
- 五 次に掲げるガソリン自動車（平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第四条の六第一項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から第五項までにおいて「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として施行規則附則第四条の六第二項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（次項から第五項までにおいて「平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）
- ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の六第三項に規定するもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の六第四項に規定するもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化

物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の二の六第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「三十万円」を「三十五万円」に改め、同項第一号中「(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げるガソリン自動車(平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の六第五項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の六第六項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の二の六第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「十五万円」を「二十五万円」に改め、同項第一号中「(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げるガソリン自動車(平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の六第七項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の六第八項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の二の六第八項中「附則第四条の六第十二項」を「附則第四条の六の二第十五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「次に掲げる自動車」の下に「のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第十一項までにおいて「車両安定性制御装置」という。))並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。))を加え、「附則第四条の六第七項」を「附則第四条の六の二第七項」に、「平成二十七年三月三十一日(第一号)」を「平成二十九年三月三十一日(第四号)」に改め、「自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第三号に掲げる」を削り、「平成二十六年十月三十一日」を「平成二十八年十月三十一日」に、「三百五十万円」を「五百二十五万円」に改め、同項各号を次のように改める。

一 車両総重量が五トンを超え十二トン以下の乗用車(施行規則附則第四条の六の二第八項に規定するものに限る。)(又はバス(施行規則附則第四条の六の二第九項に規定するものに限る。))(第十一項において「バス等」という。))であつて、

道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の六の二第十項に規定するもの(以下この項及び第十一項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。))及び同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の六の二第十一項に規定するもの(以下この項及び第十一項において「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。))のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック(施行規則附則第四条の六の二第十二項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この項及び第十一項において同じ。))であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

置に係る保安基準のいずれにも適合するもの



四 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第十条の二の六第七項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 前項第四号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもの（施行規則附則第四条の六の二第十三項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第四十五条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第四条の六の二第十四項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第四十五条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日（第五号に掲げるトラックにあつては、平成二十八年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

五 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二

十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

附則第十条の二の六第六項中「附則第四条の六第五項」を「附則第四条の六の二第五項」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「附則第四条の六第六項」を「附則第四条の六の二第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「附則第四条の六第三項」を「附則第四条の六の二第三項」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「附則第十条の二の六第五項」を「附則第十条の二の六第七項」に改め、同項第二号中「附則第四条の六第四項」を「附則第四条の六の二第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「附則第四条の六第一項」を「附則第四条の六の二第一項」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「第六項」を「第八項」に改め、同項第二号中「第六項」を「第八項」に、「附則第四条の六第二項」を「附則第四条の六の二第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第四十五条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

一 附則第十条の二の四第四項第一号に掲げるガソリン自動車

二 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の六第九項に規定するもの

ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること

イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと

ウ エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十八を乗じて得た数値以上であること

三 附則第十条の二の四第四項第二号ウ又はエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第四十五条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五万円を控除して得た額」とする。

一 附則第十条の二の四第五項に掲げるガソリン自動車

二 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の六第十項に規定するもの

ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。  
イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の九第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車（施行令附則第十条の二の第二項に規定するものを除く。）その他これらに類するものとして同条第二項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

附則第十条の九第一項第三号中「附則第十条の二の第二項」を「附則第十条の二の第三項」に、「附則第十条の二の第二項」を「附則第十条の二の第四項」に改め、同項第四号中「附則第十条の二の第四項」を「附則第十条の二の第五項」に改め、同項第五号中「陶磁器製造業、」を削り、「附則第十条の二の第六項」を「附則第十条の二の第七項」に改め、「製造工程における焼成又は乾燥の用途、これら」を「当該」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第十条の二の第二十一項に規定するものに基づき、平成三十年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第五十八条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

5 前項の規定の適用がある場合における第二項において準用する第五十八条の十第一項の規定の適用については、同項中「並びに前月」とあるのは、「前月」と、「その他」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた附則第十条の二の九第四項に規定する譲渡に関する事実及びその数量その他」とする。  
附則第十三条を次のように改める。

（狩猟税の課税免除）

**第十三条** 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九條第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六條に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、第四百四十四條第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八條の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、県の区域を対象とし

て鳥獣保護管理法第九條第一項（鳥獣被害防止特措法第六條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四條の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九條第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、鳥獣保護管理法第九條第八項（鳥獣保護管理法第十四條の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときは、第四百四十四條第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。  
附則第十三條の二を附則第十三條の三とし、附則第十三條の次に次の一条を加える。

（狩猟税の税率の特例）

**第十三條の二** 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六條に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九條第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第四百四十四條第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二條第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県内の区域において、従事者（鳥獣保護管理法第九條第八項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた同条第八項（鳥獣保護管理法第十四條の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第六條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する者（鳥獣保護管理法第十八條の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）の従事者（鳥獣保護管理法第九條第八項に規定する従事者をいう。）として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。  
附則第十九條の五第一項及び第三項中「附則第十三條の二第一項」を「附則第十三條の三第一項」に改める。

（福島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

**第二条** 福島県税条例等の一部を改正する条例（平成二十六年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条中福島県税条例第三十八条第四項の改正規定を削る。

**附 則**

（施行期日）

**第一条** この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中福島県税条例附則第十三条の改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）及び附則第七条第二項の規定は、同年五月二十九日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

**第二条** 別段の定めがあるものを除き、改正後の福島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十七年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十六年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第二十六条の第三項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第七条第一項から第六項までの規定は、県民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する新条例第二十六条の第三項第一号に掲げる寄附金について適用する。

4 新条例附則第七条の第二項、第二項及び第七条の二の二の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

**第三条** 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十九条第一項第一号アに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度の新条例第三十九条の四第一項第一号アに規定する付加価値額（当該事業年度が一年に満たない場合にあっては、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。以下この条において同じ。）で除して計算した金額。以下この条において「調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、新条例第三十九条の七第一項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲

げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七号）附則第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十二条の二十五の規定によって納付すべき事業税額、新法第七十二条の二十八の規定によって納付すべき事業税額又は新法第七十二条の二十九の規定によって納付すべき事業税額（以下この条において「事業税額」という。）から控除するものとする。

一 当該事業年度の新条例第三十九条の四第一項第一号アに規定する付加価値額（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割された後の付加価値額とし、当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。第四項において「課税標準付加価値額」という。）に、平成二十七年三月三十一日現在における改正前の福島県税条例（以下「旧条例」という。）第三十九条の七第一項第一号アに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新条例第三十九条の四第一項第二号イに規定する資本金等の額（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割された後の資本金等の額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた額とする。第四項において「課税標準資本金等の額」という。）に、平成二十七年三月三十一日現在における旧条例第三十九条の七第一項第一号イに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新条例第三十九条の四第一項第一号ウに規定する所得を新条例第三十九条の七第一項第一号ウの表の上欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第七十二条の四十八の規定により区分し、関係道府県に分割された後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十七年三月三十一日現在における当該区分に應ずる旧条例第三十九条の七第一項第一号ウの表の下欄に掲げる税率によって定めた率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

3 新条例第三十九条第一項第一号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額

の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

4 新条例第三十九条第一号アに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、新条例第三十九条の七第三項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

一 当該事業年度の課税標準付加価値額に、平成二十七年三月三十一日現在における旧条例第三十九条の七第三項第一号イに規定する税率によって定められた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の課税標準資本金等の額に、平成二十七年三月三十一日現在における旧条例第三十九条の七第三項第一号イに規定する税率によって定められた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新条例第三十九条の四第一号ウに規定する所得を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割された後の金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十七年三月三十一日現在における旧条例第三十九条の七第三項第一号ウに規定する税率によって定められた率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

5 新条例第三十九条第一項第一号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

**（不動産取得税に関する経過措置）**  
**第四条** 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

**（自動車取得税に関する経過措置）**  
**第五条** 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

**（軽油引取税に関する経過措置）**  
**第六条** 新条例附則第十条の二の九第一項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十条の二の九第四項及び第五項の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

**（狩猟税に関する経過措置）**  
**第七条** 新条例附則第十三条第一項の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十三条第二項の規定は、附則第一条ただし書に規定する施行の日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

3 新条例附則第十三条の二の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

4 施行日から附則第一条ただし書に規定する施行の日の前日までの間における新条例附則第十三条及び第十三条の二の規定の適用については、新条例附則第十三条中「次項に」とあるのは「次条に」と、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣保護管理法第五十六条」と、新条例附則第十三条の二第一項中「鳥獣保護管理法第五十六条」とあるのは「鳥獣保護管理法第五十六条」と、「鳥獣保護管理法第九條第一項」とあるのは「鳥獣保護管理法第九條第一項（鳥獣被害防止特措法第六條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「鳥獣保護管理法第九條第九項」とあるのは「鳥獣保護法第九條第九項」と、「鳥獣保護管理法第九條第八項」とあるのは「鳥獣保護法第九條第八項」と、「に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く」とあるのは「（鳥獣被害防止特措法第六條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいう」と、「従事者証」とあるのは「鳥獣保護管理法第九條第八項に規定する従事者証」と、「同条第八項（鳥獣保護管理法第十四條の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）」とあるのは「鳥獣保護法第九條第八項（鳥獣被害防止特措法）」と、「者（鳥獣保護管理法第十八條の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）」とあるのは「者」とする。

**（福島県税条例の一部を改正する条例の一部改正）**  
**第八条** 福島県税条例の一部を改正する条例（平成二十七年福島県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第四百四十四条第二項第一号及び附則第十三条第一号の改正規定並びに附則中「及び附則第十三条第一号」を削る。

(税 務 課)

## 規 則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第五十三号

#### 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九十五条の二第一号中「財団法人日本ゴルフ協会」を「公益財団法人日本ゴルフ協会」に改める。

第四百四十一条の五第一号中「財団法人日本自動車査定協会」を「一般財団法人日本自動車査定協会」に改める。

第二十五号様式その四の次に次のように加える。

その5 (振替社債等国税徴収法第73条の2適用財産用)

差 押 調 書										
様										
年 月 日										
福島県 地方振興局										
福島県 徴税吏員 ㊦										
<p>下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記のとおりあなたの財産を差し押さえましたので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第54条の規定によりこの調書を作成します。この差押振替社債等の取立てその他の処分又は振替若しくは抹消の申請を禁じます。</p> <p>なお、この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第73条に規定する電話加入権以外の無体財産権等である場合の同法第111条に規定する公売期日等後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第73条に規定する電話加入権以外の無体財産権等である場合の同法第111条に規定する公売期日等後又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、当該差押財産が国税徴収法第73条に規定する電話加入権以外の無体財産権等である場合の同法第111条に規定する公売期日等後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>										
滞納者	住(居)所									
	氏名									
滞 納 金 額	整理番号	年度	期別	税目	納期限	督促状 発付後 10日経 過日	税 額	延滞金 〔 地方税 法によ る金額 〕	加算金	滞 納 処分費
					. .		円	円	円	円
					. .					
					. .					
処分理由										
種類 振替 社債 又は その 数										
摘 要										

第三十五号の二様式に次のように加える。

---

---







第七十八号様式中「平成22年度課税分 3,300円」を記す

支出した 年度以降	円	①徴収取扱費交付時のあん分率	
年度以前	円	②平成19年度あん分率	
支出した 年度以降	円	①徴収取扱費交付時のあん分率	
年度以前	円	②平成19年度あん分率	
支出した	円	徴収取扱費交付時のあん分率	
支出した	円	徴収取扱費交付時のあん分率	

を

市町村の歳出から 過課納金額	平成19年度 以降課税分				
市町村の歳出から 過課納金額	平成18 課税分				
市町村の歳出から 還付加算金	平成19 課税分				
市町村の歳出から 還付加算金	平成18 課税分				

を

市町村の歳出から 支出した過課納	平成19年度 以降課税分				
市町村の歳出から 支出した過課納	平成18 課税分				
市町村の歳出から 支出した過課納	平成19 課税分				
市町村の歳出から 支出した過課納	平成18 課税分				

第七十九号様式中

金額	平成18年度 以前課税分								
市町村の歳出から 支出した還付加算金	平成19年度 以降課税分								
市町村の歳出から 支出した還付加算金	平成18年度 以前課税分								

を

市町村の歳出から 支出した過課納金額					
市町村の歳出から 支出した還付加算金					

を

市町村の歳出から 支出した過課納					
市町村の歳出から 支出した過課納					
市町村の歳出から 支出した過課納					
市町村の歳出から 支出した過課納					

に改める。

**附 則**

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県税条例施行規則（以下「旧規則」という。）第七十八号様式による申請書は、改正後の福島県税条例施行規則第七十八号様式による申請書とみなす。
- この規則の施行の際現に作成されている旧規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（ 税 務 課 ）